

アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務 企画提案要領

1 業務の名称

アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務

2 業務の目的及び内容

「アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務仕様書」のとおり

3 見積限度額

6, 500, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

選定された事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積を依頼する。

4 優先交渉事業者選定数

1 者

※業務を効果的に推進するために、県へ協議の上、業務の再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。

5 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- イ 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ウ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- オ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- カ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- キ 本店所在地において、国税及び地方税を滞納していないこと。

7 公募・選定に関するスケジュール

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和 7 年 10 月 1 日(水) |
| (2) 参加申込期限 | 令和 7 年 10 月 9 日(木) 17 時【必着】 |
| (3) 質問受付期限 | 令和 7 年 10 月 10 日(金) 17 時【必着】 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和 7 年 10 月 15 日(水) (予定) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 10 月 21 日(火) 正午【必着】 |
| (6) 一次審査（書面等審査） | 令和 7 年 10 月 22 日(水)・23 日(木) (予定) |
| ※ 4 者以上から企画提案書の提出があった場合 | |
| (7) 一次審査結果通知 | 令和 7 年 10 月 24 日(金) (予定) |
| ※ 一次審査を実施しない場合には、二次審査の詳細のみ通知する。 | |
| (8) 二次審査（プレゼンテーション審査） | 令和 7 年 10 月 30 日 (木) |

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (9) 優先交渉事業者の決定及び通知 | 令和7年10月31日(金)(予定) |
| (10) 契約締結、業務開始 | 令和7年11月上旬～ |

8 企画提案の募集にあたって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務提案要領(※本資料)
- (2) アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務仕様書
- (3) 参加申込書(様式1)
- (4) 質問票(様式2)
- (5) 企画提案書表紙(様式3)
- (6) 業務実施体制表(様式4)
- (7) 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5)
- (8) 課税(免税)事業者届出書(様式6)

9 参加申込

- (1) 提出様式
参加申込書(様式1)による。
- (2) 受付期限
令和7年10月9日(木)17時【必着】
- (3) 提出先
「14 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※件名を「参加申込(アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務)」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。

10 質問受付

- (1) 提出様式
質問票(様式2)による。
- (2) 受付期限
令和7年10月10日(金)17時【必着】
- (3) 提出先
「14 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※件名を「質問(アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務)」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。
- (5) 回答
参加申込書を提出した全者に令和7年10月15日(水)(予定)までに電子メールにより行う。
なお、回答は募集要領及び仕様書の追加または修正等として扱うことがある。

11 応募の手続き等

- (1) 提出書類
以下の資料を提出すること。

- ア 企画提案書表紙（様式 3）
- イ 企画提案書本体（任意様式）
- ウ 業務実施体制表（様式 4）
- エ 費用見積書（任意様式）

※あて先は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

※見積額が上記 3 の限度額を超えた場合は失格とする。

- オ 実施スケジュール（任意様式）
- カ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第 7 条関係）（様式 5）（*）
- キ 課税（免税）事業者届出書（様式 6）
- ク 法人登記簿謄本（3 ヶ月以内に発行されたもの）（*）
- ケ 決算書の写し（直近のもの 1 期分（半期決算の場合は 2 期分））（*）
- コ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※「*」のついた資料は「物件等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。ただし、業務を第三者に再委託する場合、再委託先の事業者が「群馬県物品等購入契約資格者名簿」に搭載されている事業者であるか確認の上、搭載が無い場合には「*」のついた資料を併せて提出すること。

（2）企画提案書本体の記載事項

ア PR 動画コンテンツの企画内容

・「アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務仕様書」に基づき、制作しようとするコンテンツの内容を記載すること。なお、当該企画を発信することにより見込まれる効果やエビデンスと併せて提案すること。

・コンテンツの制作に伴い、起用予定の出演者情報（活動内容等、本プロポーザルとの親和性がわかる情報）を記載すること。

・事業実施のスケジュールを記載すること

・制作する動画の本数や長さについて、企画提案書に記載すること。

イ コンテンツの広報戦略

広報の目的、訴求する年代等、当該広報を行うことにより見込まれる効果と併せて提案すること。なお、テレビ番組、WEB、雑誌等の各種媒体を駆使した広報戦略の展開が望ましい。

ウ その他企画内容を説明するために必要な補助資料

プレゼンテーション用動画（任意提出・15 分以内・「Windows Media Player」で再生可能なファイル形式）など、企画提案内容を補足する資料を提出することができる。

エ 実績

過去 3 年間の類似業務実績

オ その他

その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等あれば自由に記載すること。

（3）提出期限

令和 7 年 10 月 21 日（火）正午【必着】

（4）提出先

「14 問い合わせ先」に同じ

（5）提出方法

電子メールとする。

※件名を、「応募（アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務）」とすること。

※データのサイズが7 MB を超える場合は、提出方法について県に相談すること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

（６）提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しない。

イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。

ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

（７）その他注意事項

ア 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。

イ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

ウ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

12 審査

（１）選考方法

提出された企画提案書等に基づき、一次審査（書面等審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。審査は「アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務委託事業者選定審査委員会」が行う。

（２）一次審査（書類等審査）

企画提案書等による書類等審査を実施し、審査委員の合計点数上位３者を一次審査通過者として決定する。

なお、有効な企画提案書等の提出者が３者以下の場合、一次審査は実施しない。

ア 審査日（予定）

令和７年 10 月 22 日（水）・23 日（木）

イ 審査項目

- ・ 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・ コンテンツの企画内容に関すること（独創性・訴求効果）
- ・ コンテンツの広報企画に関すること（視聴数増加に向けた取組）
- ・ その他提案に関すること（効果的なサービスの提供・提案）
- ・ 積算に関すること（企画・実施体制等に係る金額の妥当性）
- ・ 実施体制等に関すること（業務遂行能力・事業実績）
- ・ 総合評価（全体的な総合性）

ウ 結果通知（予定）

令和７年 10 月 24 日（金）

審査結果は有効な企画提案書等の提出者に対して個別に通知する。一次審査通過者に対しては、二次審査の詳細を併せて通知する。

（３）二次審査（プレゼンテーション審査）（予定）

最大３者にプレゼンテーション審査を実施し、優先交渉者１者を選定する。なお、二次審査の詳細については一次審査通過者に対し通知する。

ア 審査日（予定）

令和7年10月30日（木）

イ 審査会場

群馬県庁10階 知事戦略部会議室

ウ 審査項目

- ・ 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・ コンテンツの企画内容に関すること（独創性・訴求効果）
- ・ コンテンツの広報企画に関すること（視聴数増加に向けた取組）
- ・ その他提案に関すること（効果的なサービスの提供・提案）
- ・ 積算に関すること（企画・実施体制等に係る金額の妥当性）
- ・ 実施体制等に関すること（業務遂行能力・事業実績）
- ・ 総合評価（全体的な総合性）

エ 最低制限基準点の設定

二次審査における最低制限基準点は、全審査委員の合計点数の50%とする（審査委員が3名で1名あたり100点満点の場合、150点）。なお、最低制限基準点を下回った場合は、たとえ審査の結果最も高い点数になったとしても、優先交渉者とししない。

オ 審査結果・打合せに関する詳細連絡

審査結果は、令和7年10月31日（金）（予定）以降、二次審査参加者に対して個別に連絡するほか、優先交渉者を県ホームページ上で公開する。

（4）失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象とししない。

ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合

イ 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合

ウ その他、この要領に違反した場合

13 契約

（1）「12 審査」の審査基準に沿って、提出された企画提案書により審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の優先交渉事業者とする。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

（2）「アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務仕様書」及びプロポーザルの提案内容は、委託予定者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約する。なお、（1）の者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

（3）契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

（4）委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

14 問い合わせ先

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 tsulunots 室映像プロモーション第二係

電話：027 - 226 - 2171

メール：tsulunots@pref.gunma.lg.jp